

# 地域の運営に関する施策の 逆引き集



農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課

令和8年3月

# 利用にあたって

地域の運営に関する施策は、複数の府省にあります。このため、地域のニーズから関係施策への簡易検索が可能な逆引き集を作成しました。

## ①想定している利用者

地域の運営に関わる地方自治体職員等。

## ②想定している用途

地域の運営に関する施策の情報提供を行い、地域課題等の解決に活用いただく。

## ③構成、内容

施策の索引ツール、施策や事業ごとに目的や概要、支援内容、担当部署の連絡先をカタログ化。

地域分析ツールや概念的施策（地域管理構想、地域生活圏、地域循環共生圏）の活用事例、各府省の施策連携の事例についても整理。

## ④使用方法

施策の索引ツールにより、関係施策を確認し、施策の概要をご覧ください。

施策の各施策について活用方法などをより深く知りたい場合には、各施策に記載された担当部署までお問い合わせください。

# 目次


1	施策索引ツール	.....	P 1
2	各府省施策の概要	.....	P 2
3	地域分析ツールの紹介	.....	P25
4	概念的施策の活用事例	.....	P26
5	各府省施策連携事例	.....	P27

# 1 施策索引ツール

地域のニーズ (入口のテーマ)	選択項目	支援内容	No.	各府省施策	府省 名	ページ	
人（人材）が欲しい	メンバー・構成員	サポート人材の育成	1	農村プロデューサー養成講座	農林水産省	P 2	
		活動の活性化等	2	地域おこし協力隊	総務省	P 3	
		行政や民間との橋渡し、活動等の支援	3	地域プロジェクトマネージャー	総務省	P 4	
		ノウハウや知見を生かした経済事業等の支援	4	地域活性化起業人	総務省	P 5	
		人材派遣	5	特定地域づくり事業協同組合	総務省	P 6	
	伴走 (アドバイザーが欲しい)	地域課題の解決に向け、市町村職員や地域リーダーに指導・助言	6	地域活性化伝道師派遣制度	内閣府	P 7	
		地場産品発掘・ブランド化・観光振興等	7	地域力創造アドバイザー	総務省	P 8	
	寄り添い	集落の点検や住民等との話し合いの支援	8	集落支援員	総務省	P 9	
		生活支援サービスの計画策定・事業活動サポート	9	生活支援コーディネーター	厚生労働省	P10	
コミュニティを維持したい	組織形成支援	中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの機能の維持・確保や、地域における仕事・収入を確保する取組	10	小さな拠点の形成	内閣府	P11	
		農村RMOを目指す地域協議会が行う調査・計画・実証事業等の取組を支援 都道府県単位の伴走支援体制構築や全国プラットフォームの整備に対して支援	11	農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業	農林水産省	P12	
	運営	組織運営を支援 住民共助による活動を支援	12	地方財政措置【市町村】 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援	総務省	P13	
		組織運営の経営力強化を支援		地方財政措置【都道府県及び市町村】 地域運営組織の経営力強化支援	総務省		
		基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能の確保を支援	13	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	総務省	P14	
	下支え	地域交通の課題解決を支援	14	公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）	国土交通省	P15	
		中山間地域等において、将来の農業生産活動を維持するための活動を支援	15	中山間地域等直接支払交付金	農林水産省	P16	
	連携	地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援	16	多面的機能交付金	農林水産省	P17	
		地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が、要支援者等への介護予防・日常生活支援に資する取組を行うことを支援	17	地域包括ケアシステム（介護予防・日常生活支援総合事業）	厚生労働省	P18	
		包括的な支援体制（相談支援、参加支援、地域づくり）の整備を支援	18	重層的支援体制整備事業	厚生労働省	P19	
		住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供、地域課題の解決など、住民の学びを多様な主体と連携しながら支援	19 20	公民館、社会教育主事、社会教育士	文部科学省	P20 P21	
	地域の大きな構想を検討したい	具現化	地域の現状と将来を見据えて土地管理のあり方を検討	21	地域管理構想（国土の管理構想）	国土交通省	P22
			市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、暮らしに必要なサービスが持続的に提供されるように検討	22	地域生活圏	国土交通省	P23
			地域資源の活用による、地域の環境、社会・経済課題を解決	23	地域循環共生圏	環境省	P24

## 2 各府省施策の概要

# 1. 人（人材）が欲しい\_メンバー・構成員

1	農村プロデューサー養成講座	URL	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html</a> (R8)			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	受講生募集時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
地方自治体職員 地域づくりに関心・ 意欲のある人	ソフト		6月～7月 (予定) ※実践コース		(百万円) 7,045の内数 ※農山漁村振興交付金	農林水産省 農村振興局 農村政策部都市農村交流課 03-6744-1855

## 《事業概要》

- “地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材” 『農村プロデューサー』を養成。
- 「入門コース」と「実践コース」で構成。「実践コース」は、オンライン形式（ライブ配信）と対面形式を併用し、“実例を基にした模擬演習”や“受講生自らの実践活動”による現場力アップを重視。さらに講座修了後は、修了生や講師陣をつなぐネットワークを構築。

## 入門コース（定員なし）

### 1. 研修の目標

- ・農山漁村地域における、創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得

### 2. 受講対象者

- ・地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能  
(実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい)

### 3. 主な内容

#### オンライン講演（ライブ配信）

- ・地域づくりに造詣の深い有識者による研究分野等に関する講義
- ・地域で活躍する実践者による活動プロセス等の紹介
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・全6回（各90分程度）

## 実践コース（定員あり）

### 1. 研修の目標

- ・地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材（農村プロデューサー）を養成

### 2. 受講対象者

- ・地方自治体職員※及び地域づくりに意欲がある者等

※ 地方自治体職員として、農林水産、社会教育、福祉、地域共生社会、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

### 3. 主な内容

#### (1) オンライン講義（ライブ配信）

- ・地域及び地域住民に関する現状把握や分析手法、実践に向けたロードマッピング等の基礎を学ぶ
- ・地域づくりに造詣の深い講師による講義
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・2日間（計6時間程度）

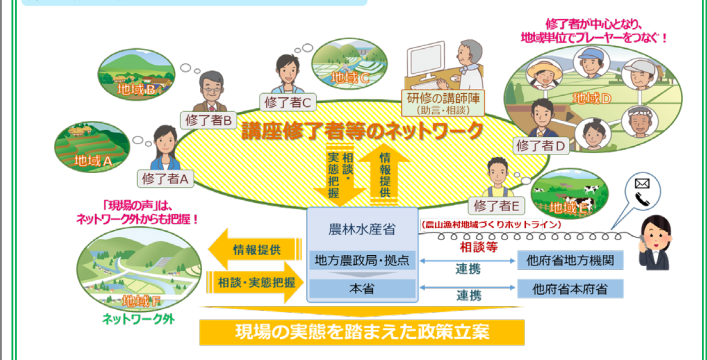
#### (2) 対面講義（実例を基にした模擬演習等）

- ・ワークショップ形式の演習により、(1)で習得した手法を現場で実践するためのトレーニングを実施、また研修生同士の連携も推進
- ・2泊3日（複数会場で開催）

### (3) 受講生自らの実践活動



- ・受講生及び修了生が取り組む実践活動の中からモデルケースを選出
- ・受講生及び修了生は講師からのアドバイスを受け、現場レベルで企画・実践
- ・モデルケースを題材として、農村プロデューサーに求められるポイントをオンラインゼミで議論

#### 講座修了後のネットワークイメージ



※ 主な内容・開催回数は、令和8年度に予定しているもの。

1. 人（人材）が欲しい\_\_メンバー・構成員

2	地域おこし協力隊	URL	HP <a href="https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/index.html">https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/index.html</a> 事例等 <a href="https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/document/s/detail_003.html">https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/document/s/detail_003.html</a>				
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村		ソフト	特別交付税措置			252	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391

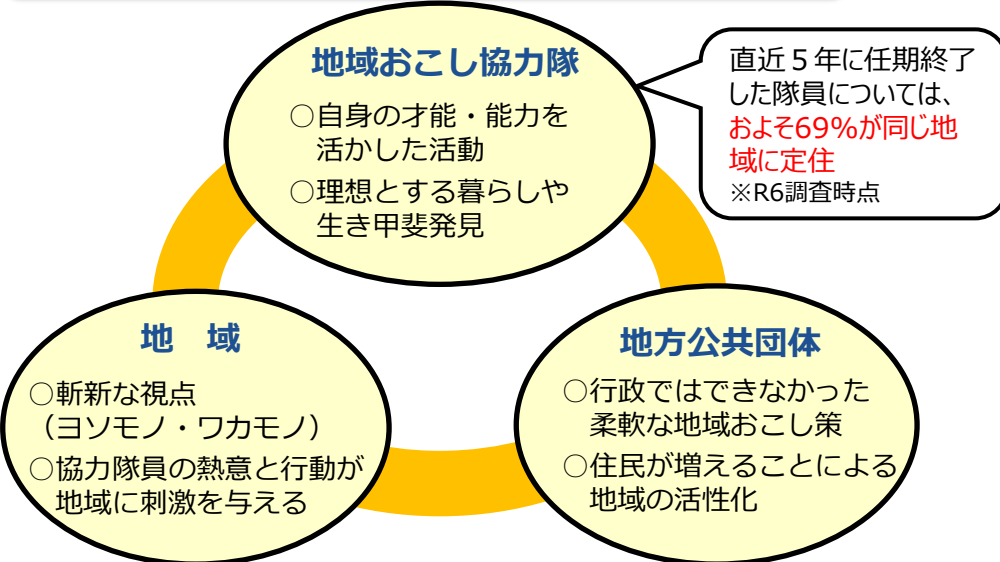
● **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。

概ね**1年以上3年以下**の期間、地域に居住して「**地域協力活動**」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下 ※ 最大5年とする特例あり（R8～）
- **地方財政措置**：地域おこし協力隊の活動経費について、1人あたり**550万円上限**に特別交付税措置

そのほか、隊員の募集、サポート、起業・事業承継に要する経費についても特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果



隊員数と取組自治体数

令和6年度 **7,910人** / 1,176団体  
⇒ **10,000人**を目標

隊員の特徴

- ・隊員の**約4割**は女性
- ・隊員の**約6割**が**20歳代**と**30歳代**
- ・**50歳以上**の隊員や**外国籍**の隊員も活躍

# 1. 人（人材）が欲しい\_\_メンバー・構成員

3	地域プロジェクトマネージャー	URL	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyouseio8_040002">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyouseio8_040002</a>			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394



● 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度。

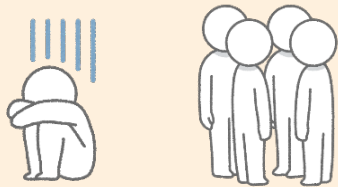
## イメージ

### ★ブリッジ人材が不在だと・・・

・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

### ★地域プロマネ任用により・・・

・多様な関係者間を調整、橋渡し



・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に  
成果へつなげる！

## 制度概要

### ★人物像

・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

### ★地域要件

・都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者（地域おこし協力隊と同様）  
・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない


### ★地方財政措置

・地域プロジェクトマネージャーの報酬費等を対象に、700万円/人を上限に特別交付税措置  
・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

### ★取組自治体数と地域プロジェクトマネージャー数

・令和6年度には、104市町村において114名の地域プロジェクトマネージャーが活躍

# 1. 人（人材）が欲しいメンバー・構成員

4	地域活性化起業人	URL	HP・事例等 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyouseio8_03100070.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyouseio8_03100070.html</a>				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
市町村	ソフト	特別交付税措置			21 (百万円)	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392	

- 地方公共団体が、都市部に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等を図る取組に対し、特別交付税措置
- 地方公共団体としては、民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見などのメリットがある
- 企業や個人、地方自治体がそれぞれのニーズを登録し、相互交流ができる場として、「地域活性化起業人マッチングPF」を開設

## 地方公共団体

(対象：1,433市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）  
(企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く)



## 協定締結

- 任期  
6か月～3年
- 活動例  
・観光振興  
・自治体・地域社会DX  
・地域産品の開発 等

社員（個人）

## 民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

### 【企業派遣型】

- 要件  
・自治体と企業が協定を締結  
・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上 など
- 特別交付税  
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）  
② 受入れの期間中に要する経費（上限610万円/人）※R8年度から引き上げ  
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）


### 【副業型/シニア型（退職した個人）】

- 要件  
・自治体と企業に所属する社員または所属していた個人が契約を締結  
・勤務日数・時間 月4日以上かつ月20時間以上  
・受入自治体における滞在日数は月1日以上 など
- 特別交付税  
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）  
② 受入れの期間中に要する経費（報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人））  
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

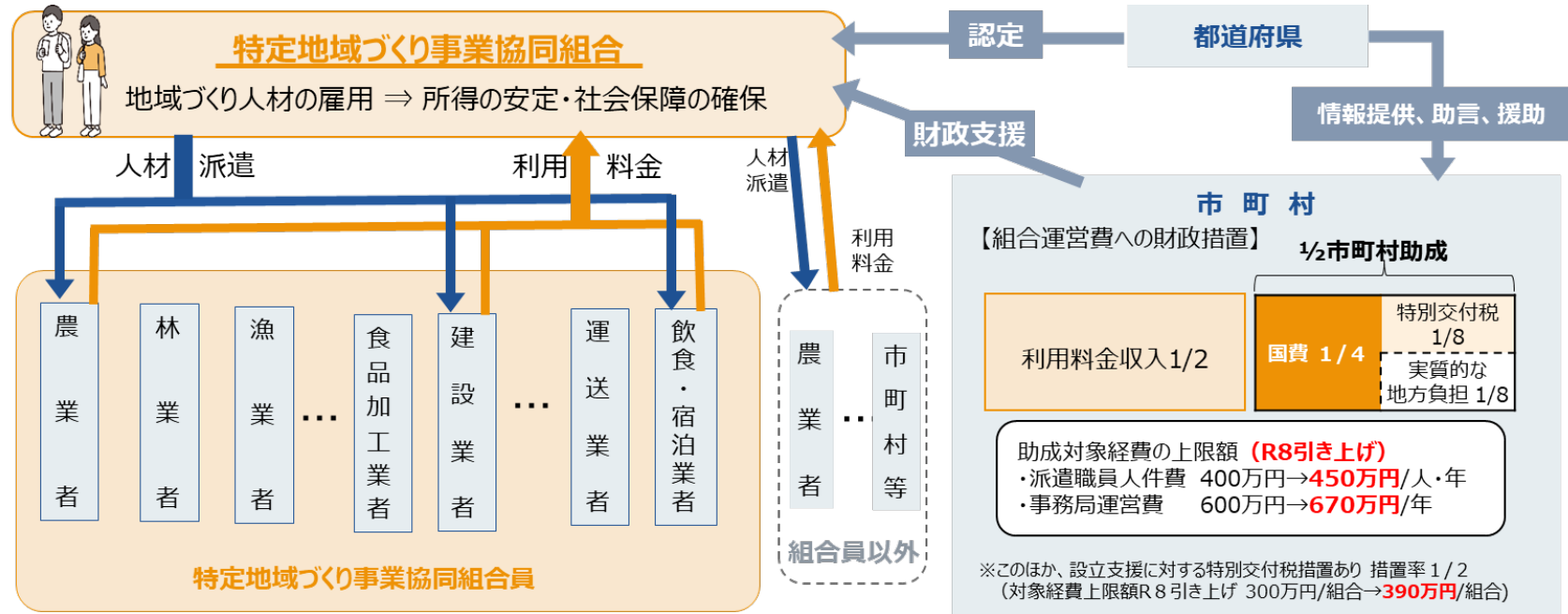
地域活性化起業人  
マッチングPFの登録・  
活用はこちらから↓



1. 人（人材）が欲しい\_メンバー・構成員

5	特定地域づくり事業協同組合制度	URL	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html</a>				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	原則1/2	随時		615 （百万円） ※予算計上は内閣府	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5533	

- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和  
 （員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和）

# 1. 人（人材）が欲しい\_伴走（アドバイスが欲しい）

6	地域活性化伝道師派遣制度	URL	<a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html">https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html</a>			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村 団体等	ソフト		2月末～3月末 5月～8月中旬		0.7 (百万円)	内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2167

## 事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言を行う。

## 地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 250名 <分野別登録数（重複を含む）>

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
99人	18人	58人	8人	35人	106人	25人	107人

○令和7年度実績：地域活性化伝道師5名を全国5地域に派遣

### ○活用方法

- 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組にに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

### ①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



### ②実務者の育成

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



### ③事業化の推進

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。




### ④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



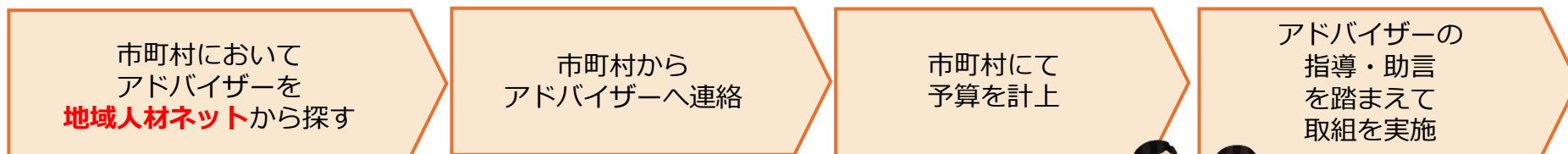
地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

## 1. 人（人材）が欲しい\_伴走（アドバイスが欲しい）

7	地域力創造アドバイザー	URL	HP・事例等 <a href="https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/">https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/</a>				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5533	

- 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

## アドバイザー派遣の流れ



## 財政措置


- 対象市町村
  - ① 三大都市圏外の市町村
  - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件
 

**活用市町村外在住**の外部専門家を年度内に延べ**10日以上招へい**し、取組を実施
- 財政措置の内容 ※財政力補正有り
 

1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー1人につき最大3年間招へい可能）

  - ・ 民間専門家活用（**610万円/年**）  
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
  - ・ 先進自治体職員（240万円/年）  
謝金は対象外

# 1. 人（人材）が欲しい\_寄り添い

8	集落支援員	URL	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html</a> 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト					総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536

- **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
  - ① **集落の巡回・状況把握**、② **住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③ **具体的な集落の維持・活性化に向けた取組**やその取組主体となる**地域運営組織**などをサポート

## 集落支援員の活動イメージ

### 必須業務

#### ① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

#### ② 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



集落の「目配り」役として、住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！

#### ③ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などをサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進
- ③ 特産品を生かした地域おこし
- ④ 高齢者見守りサービスの実施
- ⑤ 伝統文化継承
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

## ● 特別交付税措置

- 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体 市町村 及び 都道府県 ※1  
 対象経費 ① 集落支援員の設置  
 ② 集落点検の実施  
 ③ 集落における話し合いの実施  
 ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額 集落支援員1人あたりの上限額  
 専任 500万円 ※2  
 兼任 40万円

※1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外

※2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む



POINT

## ● 配置状況 (R6年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人 (自治会長などの兼務)

# 1. 人（人材）が欲しい\_寄り添い

9	地域支援事業 (生活支援コーディネーター)	URL	【介護予防・日常生活支援総合事業】 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html</a> (R8予定)				 
			【生活支援共創プラットフォーム】 <a href="https://seikatsu-kyosopf.mhlw.go.jp/">https://seikatsu-kyosopf.mhlw.go.jp/</a> (R8予定)				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
市町村	ソフト	交付金 (事業費上限は下図参照)			180,733	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111(代表)	

## 1 事業費・財源構成

### 事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

#### 【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業  
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」  
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業  
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」  
+「社会保障の充実分」

### 財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業  
1号保険料、2号保険料と公費で構成  
(介護給付費の構成と同じ)
- ② 包括的支援事業・任意事業  
1号保険料と公費で構成  
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

## (参考) 生活支援共創プラットフォーム

高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するものであり、介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要。そのため国・都道府県におけるプラットフォームを構築し、連携・共創に向けた相互交流等を促進。

## 2 実施主体・事業内容等

### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

#### ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

#### イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

### ② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

#### ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

#### イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

### ③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

## 2. コミュニティを維持したい\_組織形成支援

10	地域未来交付金 (小さな拠点の形成)	URL	<a href="https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html">https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html</a>			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市区町村 団体等	ハード・ソフト	1/2等	随時	—	160,000	内閣府地方創生推進事務局/ 地方創生推進室 内閣官房地域未来戦略本部事 務局 03-6257-1416

### 地域未来交付金について

#### 地域未来交付金

##### 地域未来 推進型

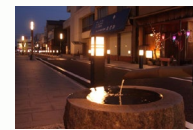
地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする



スタートアップ支援拠点の整備



地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



##### デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援



##### 地域防災 緊急整備型

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

##### 地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を支援

## 2. コミュニティを維持したい\_組織形成支援

11	農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策 (農村RMOモデル形成支援 等)	URL	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html</a>				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県、市町村 地域協議会、民間団体	ソフト	定額、1/2		随時	(百万円) 7,045の内数	農林水産省 地域振興課 03-3501-8359	

### <事業の内容>

#### 1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援：地域の特色をいかした取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。  
【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限3,000万円（年標準額：1,000万円等））】

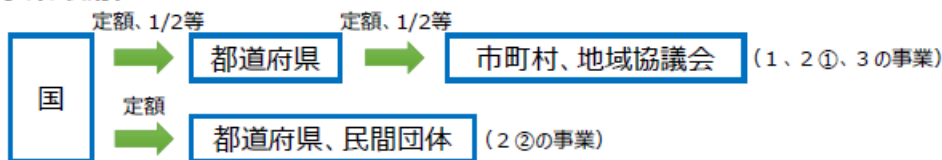
#### 2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
  - ア 活動着手支援型：遊休農地活用の開始など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。
  - イ 一般型：むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。  
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】  
※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円  
※新規地区の採択は、令和8年度まで
  - ウ 地域連携型：活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援します。  
【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】
- ② 農村RMO形成伴走支援  
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

#### 3. 棚田地域振興対策推進事業

- 地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：人材確保・育成のための取組とともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な調査・計画を支援します。  
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

#### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 1. ② 元気な地域創出モデル支援



#### 2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業



#### 3. 棚田地域振興対策推進事業



社会課題解決や魅力向上を通じた  
地域活性化

「むらづくり」を推進

棚田を核とした  
地域振興

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

## 2. コミュニティを維持したい\_運営

12	地域運営組織 (RMO)	URL	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html</a>				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	普通交付税措置・特別交付税措置			31	総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5534	

- 全国には**8,193組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**893団体**（令和6年度総務省調査）
- “人材・資金・情報”の3つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し

### RMOイメージ図

※概ね小学校区単位で活動

※「〇〇まちづくり協議会」

「△△コミュニティ協議会」等の名称での活動を確認



### RMO活動事例

#### (特非) きらりよしじまネットワーク (山形県川西町)

- 生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施
- **地域の若者(約30人)が事務局として参加し**住民の話し合いを運営、アイデアを集約し、生活に根差した事業を展開している



### POINT

- 各主体がバラバラに活動するのではなく、1つの組織として分野横断的に活動することで、地域課題の解決可能性が高まる
- 従来の住民自治組織と比較して、若者や女性が参加しやすい組織
- 自治体と地域をつなぐ主体となり、様々な地域活動の基盤（インフラ）となる
- 地域運営組織の形成・運営等に要する経費について、地方財政措置を講じている

## 2. コミュニティを維持したい\_\_運営

13	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域等集落ネットワーク圏 形成支援事業)	URL	HP	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm</a>	QRコード	HP
			事例等	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm</a>		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
1 地域運営組織 2 都道府県・市町村 3・4 市町村	ハード・ソフト	下図参照	1月～2月頃		805	総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536

### 1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (ソフト)

基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等  
**※過疎地域以外も活用可能**

#### POINT

- 事業主体：**地域運営組織等**
- 補助対象：集落課題の解決に資する幅広い事業
- 補助率：限度額1,500万円の定額補助

下記事業は限度額を上乗せ

①専門人材を活用する事業	+ 500万円
②ICT等技術を活用する事業	+ 500万円
③上記①と②を併用する事業	+ 1,000万円

集落NWイメージ



### 2 過疎地域持続的発展支援事業 (ソフト)

過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業  
**※都道府県は人材育成事業のみ**

#### POINT

- 事業主体：**過疎市町村、都道府県** (人材育成事業のみ)
- 補助対象：地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策 など  
⇒ICT技術を利用した幅広い事業が対象
- 補助率：限度額2,000万円の定額補助  
都道府県は、1/2 又は 6/10(財政力指数0.51未満)



### 3 過疎地域集落再編整備事業 (ハード)

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等

#### POINT

- 事業主体：**過疎市町村**
- 補助対象：団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費 など
- 補助率：1/2以内  
※交付対象経費の限度額あり  
(例) 定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

### 4 過疎地域遊休施設再整備事業 (ハード)

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るための施設整備

#### POINT

- 事業主体：**過疎市町村**
- 補助対象：廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
- 補助率：1/3以内  
※交付対象経費の限度額あり：6,000万円

## 2. コミュニティを維持したい\_\_運営

14	地域公共交通確保維持改善事業 (公共ライドシェア)	URL	<a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_00041.html">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_00041.html</a> 			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
協議会 事業者等	ハード・ソフト	1/3、2/3、 1/2、定額等	令和8年2月下旬 以降 (予定) 等		(百万円) 20,560	国土交通省総合政策局地域交通課 03-5253-8396

### 「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

#### 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

##### ■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

###### ➢ 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し

(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)



複数事業者による  
共同化

###### ➢ 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進

(複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)

###### ➢ 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化

(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)

###### ➢ デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進

##### ■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

###### ➢ 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援

###### ➢ 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

##### ■ 財政投融資 (共同化・協業化、DX・GX投資への出融資)

#### ※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施

##### ■ 集中対策期間における「交通空白」解消

###### ➢ デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し (調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)



公共ライドシェア

### 訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

##### ■ 訪日外国人旅行者受入環境整備 (観光庁予算)

###### ➢ 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化

###### ➢ 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化

###### ➢ 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

### 自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

##### ■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

##### ■ 地域交通DX (COMmmmons等)による生産性等の向上

(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)

##### ■ EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

##### ■ ローカル鉄道再構築

(再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)

##### ■ 地域公共交通再構築 (社会資本整備総合交付金)

(地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



ハイブリッド気動車イメージ

新造車両・ICカードの導入

### 地域公共交通の維持・確保等

##### ■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等


###### ➢ 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援

###### ➢ バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

###### ➢ 地域鉄道における安全対策

###### ➢ 安全に問題があるバス停の移設等

## 2. コミュニティを維持したい\_\_下支え

15	中山間地域等直接支払交付金	URL	HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/</a>			
			事例等①	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf</a>			
			事例等②	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/attach/pdf/ro501-10.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/attach/pdf/ro501-10.pdf</a>	HP 事例等① 事例等②		
事業実施主体 (対象者)		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度予算概算決定 (百万円)	問合せ先
農業者の組織する団体等		ソフト	定額	～6月		28,460	農林水産省農村振興局 地域振興課 03-3501-8359

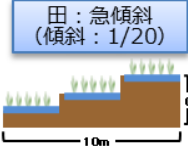
### <事業の内容>

#### 1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円 (前年度 27,560百万円)

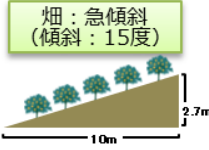
農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

#### 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



田：急傾斜  
(傾斜：1/20)  
21,000円/10a



畑：急傾斜  
(傾斜：15度)  
11,500円/10a

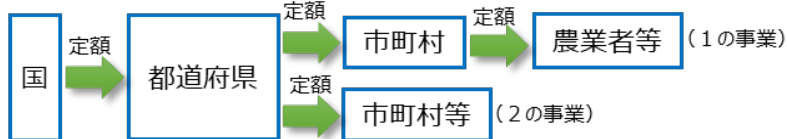
「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

※1 複数の集落協定間での活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

#### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円 (前年度 900百万円)

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

#### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

- 【対象地域】中山間地域等  
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)
- 【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地
- 【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
- 【集落協定等に基づく活動】
  - ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
  - ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)
- 【加算措置】

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要) <sup>※2</sup>	10aあたり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b>	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
<b>ネットワーク化加算</b> 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大 <sup>※3</sup> ) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
<b>スマート農業加算</b> 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策(R2～R6)で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動  
(～5ha部分)10,000円/10a、(5ha～10ha部分)4,000円/10a、(10ha～40ha部分)1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

## 2. コミュニティを維持したい\_\_下支え

16	多面的機能支払交付金	URL	HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html</a> (R8 予定)		
			事例等	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html</a> (R8 予定)		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算	問合せ先
農業者等の組織する団体	ソフト	定額	～6月	1月～2月	50,048 (百万円)	農林水産省農村振興局 農地資源課多面的機能支払推進室 03-6744-2447

### < 事業の内容 >

### < 事業イメージ >

#### 1. 多面的機能支払交付金 48,463百万円 (前年度48,463百万円)

##### ① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

##### ② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

#### 農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等  
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等

#### 資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等  
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

#### 交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) *1	③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) *1	③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1: ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

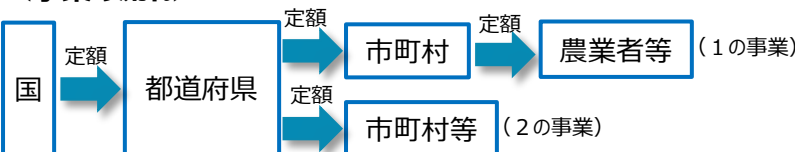
※2: ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3: ③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

#### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,585百万円 (前年度1,585百万円)

制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

#### < 事業の流れ >



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）  
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

#### 【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) への支援	資源向上支払 (共同) の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

(円/10a)

項目		交付単価	項目	交付単価	
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	800	組織の体制強化への支援	広域活動組織を設立し活動支援班※を設置する場合	40万円/組織
	長期中干し	4,000			
	冬期湛水	8,000			
	夏期湛水	3,000	※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班		
	中干し延期	4,000	作溝実施	3,000	
	江の設置等	3,000	作溝未実施	3,000	



17

地域支援事業  
(介護予防・日常生活支援総合事業)

URL

【介護予防・日常生活支援総合事業】  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html> (R8予定)  
 【生活支援共創プラットフォーム】  
<https://seikatsu-kyosopf.mhlw.go.jp/> (R8予定)



事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村	ソフト	交付金 (事業費上限は下図参照)			180,733	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111(代表)

## 1 事業費・財源構成

### 事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

#### 【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業  
 「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」  
 ※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業  
 「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」  
 + 「社会保障の充実分」

### 財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業  
 1号保険料、2号保険料と公費で構成  
 (介護給付費の構成と同じ)
- ② 包括的支援事業・任意事業  
 1号保険料と公費で構成  
 (2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

## (参考) 生活支援共創プラットフォーム

高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するものであり、介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要。そのため国・都道府県におけるプラットフォームを構築し、連携・共創に向けた相互交流等を促進。

## 2 実施主体・事業内容等

### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

#### ア サービス・活動事業 (第一号事業)

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、  
介護予防ケアマネジメント

#### イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、  
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

### ② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

#### ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、  
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

#### イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、  
地域ケア会議の開催

### ③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

## 2. コミュニティを維持したい\_連携

18	<b>重層的支援体制整備事業 (地域づくり事業)</b>	URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html</a>	 HP
----	----------------------------------	-----	---	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	下表のとおり	—	—	84,381 (内数) <small>(百万円)</small>	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室 (代表)03-5253-1111(内線)2289

<b>事業目的</b>	○ これまで介護・障害・こども・生活困窮それぞれの分野で行っていた地域づくりに関する事業を、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業として一体的に実施。 = 既存制度間の連携を強化し、包括的な支援体制の整備 (※) を促進する。
-------------	--

(※) 地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備すること。

<b>事業概要</b>	○ 一体的実施の対象となる事業は以下のとおり。																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分野</th> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">根拠規定</th> <th style="text-align: center;">負担率・補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">介護</td> <td style="text-align: center;">一般介護予防事業</td> <td style="text-align: center;">介護保険法第115条の45 第2項第2号</td> <td style="text-align: center;">国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、 1号保険料 23/100、2号保険料 27/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活支援体制整備事業</td> <td style="text-align: center;">介護保険法第115条の45 第2項第5号</td> <td style="text-align: center;">国 38.5/100、都道府県 19.25/100、 市町村 19.25/100、1号保険料 23/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害</td> <td style="text-align: center;">地域活動支援センター事業</td> <td style="text-align: center;">障害者総合支援法 第77条第1項第9号</td> <td style="text-align: center;">国 50/100以内、都道府県 25/100以内、 市町村 25/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">こども</td> <td style="text-align: center;">地域子育て支援拠点事業</td> <td style="text-align: center;">子ども・子育て支援法 第59条第9号</td> <td style="text-align: center;">国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">困窮</td> <td style="text-align: center;">生活困窮者支援等のための地域づくり事業</td> <td style="text-align: center;">(法律上の根拠なし)</td> <td style="text-align: center;">国 1/2、市町村1/2</td> </tr> </tbody> </table>	分野	事業名	根拠規定	負担率・補助率	介護	一般介護予防事業	介護保険法第115条の45 第2項第2号	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、 1号保険料 23/100、2号保険料 27/100	生活支援体制整備事業	介護保険法第115条の45 第2項第5号	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、 市町村 19.25/100、1号保険料 23/100	障害	地域活動支援センター事業	障害者総合支援法 第77条第1項第9号	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、 市町村 25/100	こども	地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法 第59条第9号	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	(法律上の根拠なし)	国 1/2、市町村1/2
分野	事業名	根拠規定	負担率・補助率																					
介護	一般介護予防事業	介護保険法第115条の45 第2項第2号	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、 1号保険料 23/100、2号保険料 27/100																					
	生活支援体制整備事業	介護保険法第115条の45 第2項第5号	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、 市町村 19.25/100、1号保険料 23/100																					
障害	地域活動支援センター事業	障害者総合支援法 第77条第1項第9号	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、 市町村 25/100																					
こども	地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法 第59条第9号	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3																					
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	(法律上の根拠なし)	国 1/2、市町村1/2																					
	○ 一体的実施にあたっては、地域に既に「ある」ものを活かすことを前提に、現状の社会資源（場・活動・サービス・情報等）を幅広く把握した上で、以下を行うこととする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。</li> <li>② 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場を整備する。</li> <li>③ 地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。</li> </ol>																							
	※ なお、重層的支援体制整備事業として実施するためには、上記事業の一体的実施に加え、各分野の相談支援に関する事業の一体的実施、既存分野の事業等のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための事業（多機関協働事業等）もあわせて実施することが必要。																							

## 2. コミュニティを維持したい\_\_連携

19	公民館	URL	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00479.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00479.html</a> (R8予定)				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
市町村	ソフト					文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111 (内線3455)	

### 1.事業の目的、内容

- 社会教育法第20条に規定する、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育施設。

### 2.設置及び運営主体

- 市町村及び公民館設置の目的をもって設立された一般社団法人又は一般財団法人

### 3.設置状況


- 全国 13,163館  
 (市(区)立 9,282館 (81.7%)、町立 3,272館 (79.4%)、村立 607館 (72.1%)、法人立 2館)  
 (令和3年度「社会教育調査」(令和3年10月1日時点)、カッコ内は設置している自治体の割合)

### 4.公民館をめぐる直近の動き

- 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性として、公民館等におけるデジタル技術を活用した学びやデジタル社会の諸課題に関する学びの提供等、デジタルデバイドの解消に向けた取組の充実と社会教育施設の機能強化、社会教育士の公民館等への配置による活動の活性化について記載されている。
- また、社会教育人材部会における「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)」(令和6年6月)においても、公民館等の社会教育施設への社会教育士の積極的な配置促進などについて記載されている。



## 2. コミュニティを維持したい\_\_連携

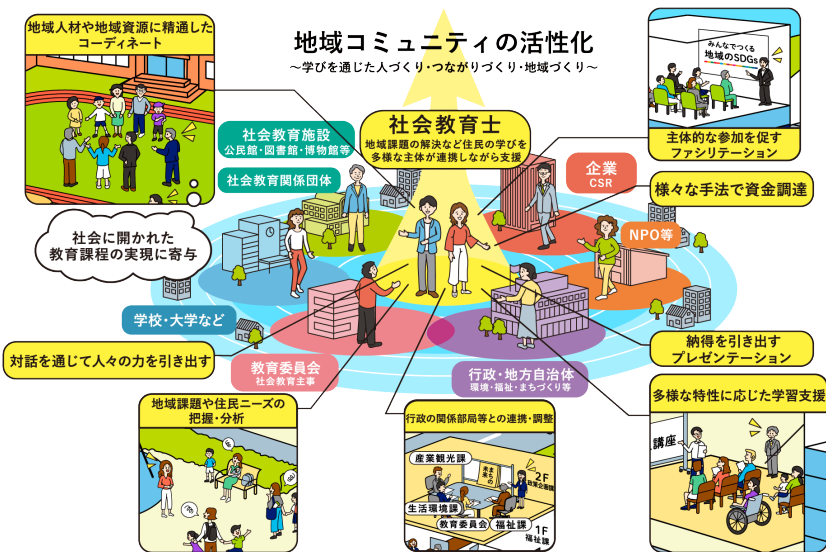
20	社会教育主事、社会教育士	URL	HP/事例等 <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/01/l/08052911/mext_00667.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/01/l/08052911/mext_00667.html</a> (R8 予定)			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト					文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111 (内線2973)

○ **社会教育主事**は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、「**地域全体の学びのオーガナイザー**」として、学校教育（行政）をはじめ、**首長部局が担う環境、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、地域全体の社会教育振興の中核を担うことが期待されています。**

### <具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

- 「**社会教育士**」は、令和2年度より始まった制度で、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、「**各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー**」として、教育委員会のみならず、**環境、農山漁村振興、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



### 農業・地域づくり

### 社会教育

(島根県安来市)

#### 農村RMO(※)の役割・業務

(※農村型地域運営組織)

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

#### 社会教育（士等）の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の話し合いの場を創出することが効果的

#### 具体的な取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事がオブザーバーとなり、公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。新しい人のつながりと新たな**人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも**幅広い人材が参画**



### 3. 地域の大きな構想を検討したい\_\_具現化

21	市町村管理構想・ 地域管理構想策定推進対策	URL	HP	<a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html</a>	 	
			事例等	<a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000131.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000131.html</a>		HP 事例等
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村・地域	ソフト		3月～ 4月頃		13	国土交通省国土政策局 総合計画課国土管理企画室 03-5253-8359

- 人口減少・少子高齢化の中で適切な国土管理を推進するため、「国土の管理構想」(令和3年6月)に基づき、土地の現状把握と将来予測をもとに、管理の優先度や管理方法、土地の管理の在り方等を検討する、国土利用計画の実行計画としての役割を担う管理構想を、都道府県、市町村、地域の各レベルで策定することが重要となる。
- 令和8年度は、より実効性のある管理構想の取組促進を目指し、民間企業やNPO等の多様な主体が連携した国土利用・管理の在り方について調査検討を行うとともに、取組普及を底上げするための人材育成を行う。

#### ■調査内容

##### ① 多様な主体が連携した取組の促進

- 民間企業やNPO等の主体が取り組む国土管理の事例収集を行うとともに、官民が連携して取り組む管理構想の実証調査を行い、それらの結果を踏まえ、官民連携した管理構想の促進にあたっての留意点等について調査検討を行う。

##### ② 取組普及の底上げのための人材の育成強化

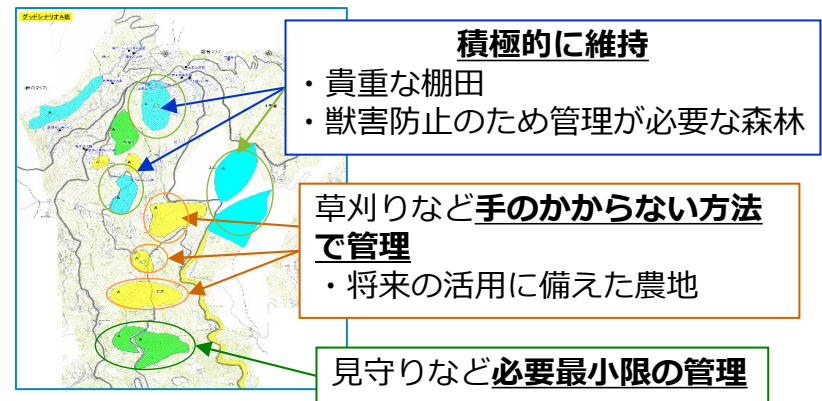
- 市町村等の管理構想の理解促進を図り、市町村による地域の管理構想策定の側面支援等が可能となるよう、市町村等の人材の育成強化を行うための研修を企画・実施する。

(参考) 地方創生2.0基本構想 施策集 (令和7年6月13日) (抄)  
第1章 政策の5本柱

##### 1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 (94) 人口減少下に適応した国土利用・管理の推進

担い手不足が懸念される地域においても適切な国土利用・管理が行われるようにするため、民間企業やNPO等の多様な主体が国土利用・管理に参画するよう促すとともに、国・地方が連携し、都市・農地・森林等の個別の土地利用に係る様々な行政計画・事業との整合・連携強化を図り、地域の課題解決に総合的に取り組む。  
(国土交通省国土政策局総合計画課)

##### ○地域管理構想図の例



##### ○民間企業による 国土管理の例

(右) 人事研修の一環として  
里山林を管理  
(左) 病虫害対策として伐採  
した木を利用してウイスキー  
樽を製造



サントリーホールディングスHPを基に国土交通省作成

### 3. 地域の大きな構想を検討したい\_\_具現化

22

地域生活圏形成リーディング事業  
(調査業務)

URL

- ①HP (国土形成計画) <https://www.mlit.go.jp/kokudokeisei3/>
- ②地域生活圏サイト [https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk3\\_000164.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000164.html)
- ③事例集 <https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001894147.pdf>



① ② ③

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
官民で構成される協議会等	ソフト	2/3以内 1/2以内 定額	4～5月頃		39の内数 (R7補正予算：600の内数)	国土交通省 国土政策局 地方政策課 03-5253-8369

#### 事業概要

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的な生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある中、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**主体の育成が急務**である。その際には、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点を踏まえることが必要になる。
- 「地域生活圏形成リーディング事業」では、「**地域生活圏**」の形成に資する**先導的な取組や人材育成**に対し費用の支援を行うことにより、地域の多様なステークホルダーから構成される**主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「地域生活圏」の形成を強力に推進する。

### 地域生活圏形成リーディング事業

#### 1. 先導的な取組への支援

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる事業に対し支援を行う。

##### 【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会

##### 【支援対象経費】

- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費 (拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費等)

##### 【支援額】

- ・ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1/2
- ・ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2/3
- ※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

#### 2. 人材育成への支援

- 地域生活圏の形成に向けて、主体的かつ継続的に取り組む人材を育成する事業に対し支援を行う。

##### 【支援対象事業者】

都道府県・市町村、民間事業者

##### 【支援対象経費】

地域課題の解決に取り組む人材育成に関する取組実施経費

##### 【支援額】

定額 (上限500万円)



地域生活圏の形成イメージ

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとらわれない「**地域の連携**」

### 3. 地域の大きな構想を検討したい\_\_具現化

23	地域循環共生圏創造事業	URL	<a href="https://chiikijunkan.env.go.jp/">https://chiikijunkan.env.go.jp/</a>			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
地方公共団体、民間事業者・団体、研究機関等	ソフト	モデル事業：定額	モデル事業：令和8年度は新規公募を行わない。 表彰：6月頃(予定)応募受付開始		(百万円) 385 ※地域循環創造事業費	環境省 地域政策課 地域循環共生圏推進室 03-5521-8328

「地域循環共生圏」とは、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。本事業では、地域循環共生圏実現の基盤となる、ローカルSDGs事業（地域資源を活用し環境・経済・社会課題の同時解決／価値創造をする事業・取組）を生み出し続ける地域プラットフォームを各地域で実装すべく以下の取組を実施する。

#### 事業概要

##### ①地域トランジションモデル構築事業

炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方に基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。

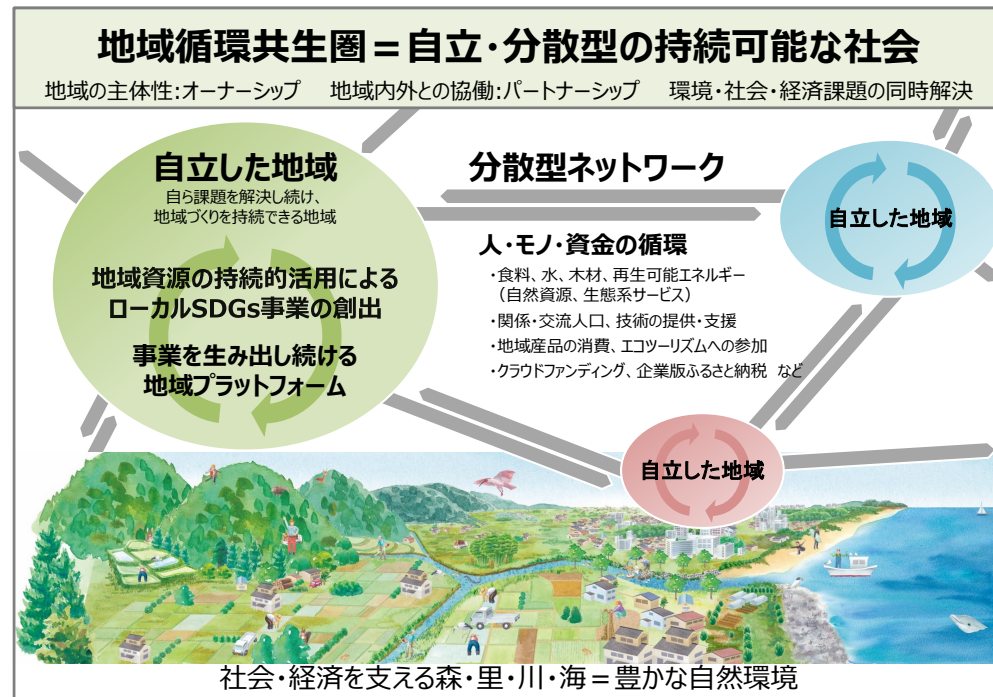
##### ②地域循環共生圏づくり支援体制構築事業

地域循環共生圏づくりに取り組む主体に対する中間支援機能を担える人材や組織を増やし、効果的に地域循環共生圏の創造を推進するため、中間支援を行う団体を支援する。

##### ③地域間ネットワーク強化・情報発信

ウェブサイトやメールマガジン、Facebook・noteの媒体を用いて、地域循環共生圏に関する情報を発信する。

また、担い手同士の有機的なつながりを構築する場や担い手が知見を深める場としてフォーラムやセミナーを開催するとともに、「環境と社会にいい暮らし」に関わる活動や取組を大臣表彰する「グッドライフアワード」を実施。



✓地域循環共生圏WEBサイト

<http://chiikijunkan.env.go.jp/>

✓note

<https://moe-localsdgsplatform-gov.note.jp/>

✓グッドライフアワード

[https://www.env.go.jp/policy/kihon\\_keikaku/goodlifeaward/](https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/goodlifeaward/)

# 3 地域分析ツールの紹介

## ○地域循環共生圏（環境省） 地域経済循環分析自動作成ツール

### <できること>

- ・ 地域経済を「生産」「配分」「支出」の三面で分析
- ・ 地域経済での所得の流出入を把握
- ・ これにより、地域経済での強み・弱みを把握

掲載URL：<https://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/bunseki/>

## ○集落支援員（総務省） 集落点検チェックシート

### <できること>

- ・ 集落の点検項目事項の例
- ・ これにより、地区力（地区が持っている総合的な力）を分かりやすく整理

掲載URL：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/bunken\\_kaikaku/02gyosei08\\_03000070.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03000070.html)

# 4 概念的施策の活用事例

## ○地域管理構想（国土交通省）

[国土計画：「国土の管理構想」ポータルサイト - 国土交通省](#)

掲載URL：[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk3\\_000130.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html)

[国土計画：「国土の管理構想」に関する取組事例 - 国土交通省](#)

掲載URL：[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk3\\_000131.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000131.html)

## ○地域生活圏（国土交通省）

[国土政策：地域生活圏 - 国土交通省](#)

掲載URL：[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk3\\_000164.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000164.html)

[国土審議会地域生活圏専門委員会とりまとめ報告書 概要資料](#)

掲載URL：<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001894147.pdf>

## ○地域循環共生圏（環境省）

[環境省ローカルSDGs -地域循環共生圏-](#)

掲載URL：<https://chiikijunkan.env.go.jp/>

[しる | 環境省ローカルSDGs -地域循環共生圏-](#)

掲載URL：<https://chiikijunkan.env.go.jp/shiru/>

## 5 各府省施策連携事例

# 【総務省 × 農水省】農村型地域運営組織（農村RMO）と「集落支援員」「地域おこし協力隊」の連携

- ・ 農村RMOは、集落支援員や地域おこし協力隊といった多様な外部人材の受け皿になっている。
- ・ 農村RMOの構成員である集落支援員や地域おこし協力隊は、事務支援やSNS等による情報発信などの活動を行いつつ、地域の困りごとについても目配りし取り組んでいる。

## 集落支援員

< 長野県小谷村 >

- 集落支援員が、農村RMOの構成員・事務局員となることで、集落への「目配り」としての地域支援に取り組み。

### 【これまでの活動例】（農村RMOに関連しうる業務）

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 農村空間<br>管理 | ● 稲刈り（集落支援員居住地域にて）    |
|            | ● 田の見回り（集落支援員居住地域にて）  |
|            | ● 農作物の運搬（集落支援員居住地域にて） |
| 地域資源<br>活用 | ● 地元産そば打ち教室の開催        |
|            | ● 地域に伝わる伝統料理の継承       |
|            | ● 枅の木とミツバチによるミツロウの生産  |
| 生活支援       | ● 高齢者交通支援に関する勉強会      |
|            | ● SNSやホームページ等による情報発信  |



稲刈り支援



農作物の運搬支援



地元産そば打ち教室



伝統料理の継承



ミツロウの生産支援



交通支援に関する勉強会

#### 集落支援員（総務省）

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。

## 地域おこし協力隊

< 長野県栄村 >

- 地域おこし協力隊が、農村RMOの構成員・事務局員となることで、外部人材としての視点を活かした地域活性化に取り組み。

### 【これまでの活動例】（農村RMOに関連しうる業務）

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 農村空間<br>管理 | ● 各種交付金等の事務            |
|            | ● 鳥獣被害対策としての案山子の製作     |
| 地域資源<br>活用 | ● 地元産品を販売する無人販売所の運営    |
|            | ● メープルシロップや山菜ジェラートの販売  |
|            | ● 郷土料理継承に向けた商品開発       |
| 生活支援       | ● 山間部における交通支援          |
|            | ● 高齢者見回りを兼ねた雪かき支援      |
|            | ● SNSやホームページ等による情報発信 等 |



案山子の作成



無人販売所



メープルシロップとジェラート



郷土料理あんぼのアレンジ商品



交通支援



雪かき支援

#### 地域おこし協力隊（総務省）

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

# 【総務省 × 農水省】農村型地域運営（農村RMO）と「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」の連携

- ・ 「農村RMO形成支援事業」により、住民参加による農作業の体制づくり、特産加工品の試作、実証を兼ねた高齢者送迎等を実施。
- ・ さらに、「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」を活用し、農作業に関する地域外人材の呼び込み、食品加工場の新設・製造機導入による増産体制の構築、高齢者支援車の増便・利便化に向けたデマンド運行ルートの策定など取組を拡大。
- ・ その結果、農作業体験や伝統的な祭りへの参加者が目標の2倍を超えるほか、オリジナル弁当や加工品の販売量増加による収益UP、買い物代行や需要に応じた送迎等の高齢者援体制の確立等、大きな成果を上げた。

＜石川県七尾市＞

## 農村RMO形成支援事業 (実証的な活動を実施)



農用地保全  
住民参加による農作業の体制づくり



地域資源活用  
特産加工品の試作



生活支援  
実証を兼ねた病院や役場等への送迎

## 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (取組の具現化・拡大・充実を図る)

### 1. 農業&祭り体験ツーリズム募集



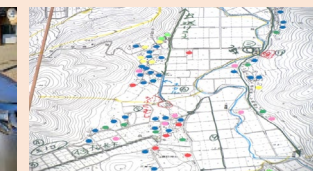
募集用コンテンツ (Web) を作成し、地域外の人材を各種イベントに呼び込み

### 2. 特産品開発・販路拡大事業



食品加工場の新設、味噌・漬物加工製造機の導入による増産体制の構築

### 3. 助け合いプロジェクト



「ニコニコ便」を増便、更なる利便化・柔軟化に向けデマンド運行ルートを策定

## 事業実施の成果



農作業体験や伝統的な祭りなど地域内外からの参加者が目標の2倍以上に



地元農作物を用いたオリジナル弁当や加工品の販売量増加により収益UP



買い物代行や需要に応じた送迎実施など高齢者支援体制の確立

## 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）

集落の基幹集落を中心に複数集落で構成される「集落ネットワーク圏」において地域運営組織等が行う、生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援するため、交付金を交付するもの。

(集落ネットワーク圏における取組のイメージ)：地域課題の解決に資する専門人材の活用、アプリ等を活用した高齢者の買い物支援、センサーを活用した鳥獣被害対策など

## 【厚生労働省 × 農水省】一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業を活用した高齢者の農的活動

- ・ 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業では、65才以上の高齢者の介護予防活動を支援しており、高齢者の健康づくり・生きがいづくりを目的とした活動への支援が可能。
- ・ 活動には貸農園による農作業など農的活動も可能となっており、農村RMOによる農用地保全との連携も考えられる。

< 高知県香美市 >

### 【農的活動の事例】 社会福祉法人 香美市社会福祉協議会「菜園クラブ」

#### ～厚生労働省 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業の活用～

- ・ 介護予防対策として男性も参加しやすいように、農的活動を実施。
- ・ 市から事業委託を受けた社協が農地を借り、30区画（1区画5×6m）に分け、農業経験のない定年退職者が通年で栽培。（28人（うち男性12人）が登録し、60歳代、70歳代、80歳代が参加）
- ・ 地域の農家が月2回指導し、毎週月曜と木曜の午前中は社協のスタッフ4人が交代で菜園の管理、対応。
- ・ 月曜～土曜8:30～17:00の間は、自由に入出りができ、生産や収穫をすることが可能（ただし農産物販売は禁止）。
- ・ 一部の区画は社協がサツマイモを植え、収穫時には若者サポートステーションセンターからニートや引きこもり者5名ほどが参加。（2013年から10年間実施）



#### 効果

##### （福祉側）

介護予防、新たな人間関係創出、コミュニケーションが活発化、交流機会創出

##### （農業側）

農地保全、新たな担い手創出

#### ポイント

- 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業で実施
- 農業経験のない定年退職者が実施
- 男性が参加しやすい
- 農地の保全
- 農業生産者になった参加者もいる

#### 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（厚生労働省）

一般介護予防事業とは、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する事業である。

「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の5事業で構成されており、このうち「地域介護予防活動支援事業」は、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的としている。

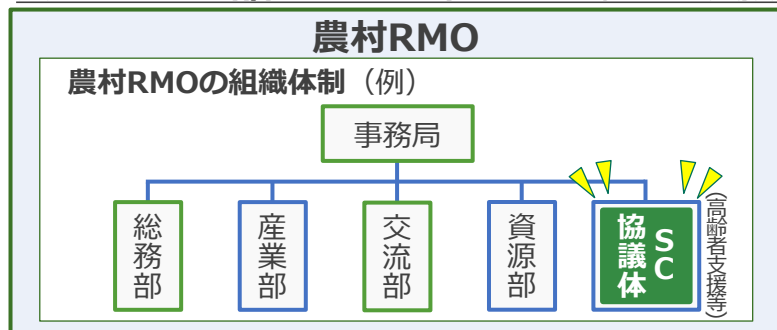
## 【厚生労働省 × 農水省】生活支援コーディネーター（SC）、SC協議体との連携

- ・ 農村RMOが、地域で活躍する生活支援コーディネーター（SC）と連携することにより、福祉農園等における福祉と農業のマッチングや、それに伴う高齢者等の活躍の場（選択肢）創出、高齢者支援に向けたスムーズな情報共有などを実現することが可能。
- ・ 連携の仕方としては、①農村RMOに生活支援コーディネーター（SC）が参画する、②農村RMOの1部門をSC協議体が担当する（高齢者支援等）、③SC協議体に農村RMOが参画する、などのパターンが考えられる。

### ① 農村RMOに生活支援コーディネーター（SC）が参画

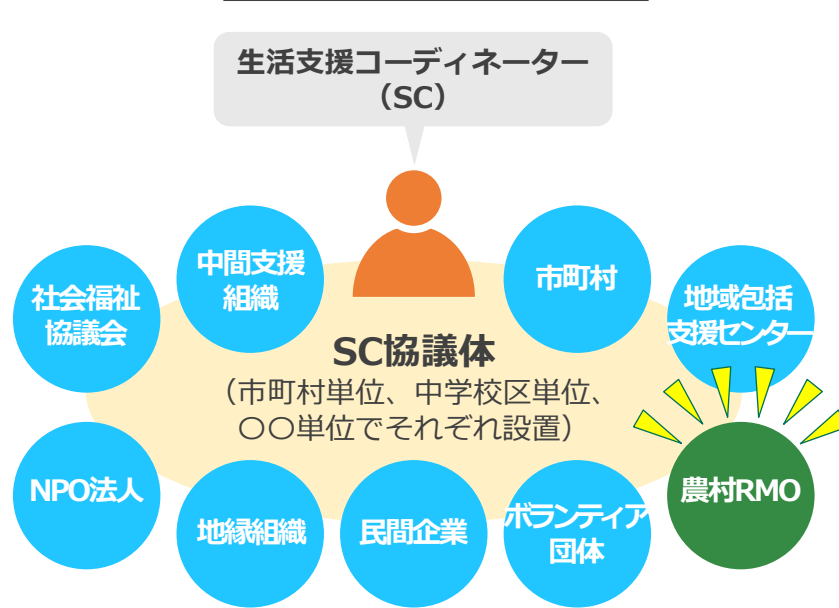


### ② 農村RMOの1部門をSC協議体が担当（高齢者支援等）



○ 生活支援コーディネーター（SC）やSC協議体が、農村RMOと一体になることで、生活支援ニーズの的確な把握が可能となり、福祉と農業のマッチング等を実現

### ③ SC協議体に農村RMOが参画



○ 農村RMOが、SC協議体に参画することで、生活支援や介護予防を行う団体等との情報共有が可能となり、生活支援面での体制が強化

### 生活支援コーディネーター（SC）及びSC協議体（厚生労働省）

生活支援コーディネーター（SC）は、市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

また、SC協議体は、地域のさまざまな人たちが集まり、話し合いをすることで、地域が抱える課題や問題を見つけ出し、解決するためのアイデアを出し合うために設置されるものであり、関係者の意識共有や情報交換により、SCの組織的な補完等を行う。



# 【内閣府 × 農水省】農村型地域運営組織（農村RMO）と「小さな拠点」の連携

- ・ 人口減少や高齢化が進行する中で、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すための取組として、「小さな拠点」の形成に併せて、農村資源を活用した農村RMOの活動を展開。

## < 愛知県岡崎市 >

- 愛知県岡崎市では、地方創生推進交付金（現：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ））（内閣府）を活用し、地域の魅力発信と関係人口の創出や移住・定住の促進、「小さな拠点」形成に取り組み。
- これと連携し、「岡崎市下山学区地域づくり協議会」が、農村RMO形成推進事業を活用し、イベントの試行や農用地保全等の活動により、地域づくりの取組を深化させ受入態勢を整備。

### 地方創生推進交付金 （対象：市全域）

地域の魅力を情報発信

移住相談窓口の設置

小さな拠点施設活用計画

小さな拠点における施設活用計画の策定等

### 農村RMO形成推進事業 （対象：下山学区）

（取組イメージ）

将来ビジョン・遊休施設の活用検討

体験農園による多世代との交流

岡崎市下山学区地域づくり協議会（農村RMO）

関係人口の受入態勢を整備

下山学区の成果を波及  
9地区で小さな拠点形成を目指す

関係人口の創出

：小さな拠点の形成を目指す地域

## < 滋賀県甲賀市 >

- 滋賀県甲賀市では、地方創生拠点整備交付金（現：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ））（内閣府）を活用し、閉園した保育園を地域の拠点施設（小さな拠点）として整備。
- また、小さな拠点の運営を担う「羽ばたけ鮎河自治振興会」が、農村RMO形成推進事業を活用し、この拠点施設や地域の農村資源を活用したコミュニティビジネス及び生活支援の検討を進めている。

### 地方創生拠点整備交付金 （対象：鮎河地区）

旧保育園を、「鮎河地域市民センター」に改修

多世代の交流の場を形成

### 農村RMO形成推進事業 （対象：鮎河地区）

地域の農村資源を活用したコミュニティビジネス及び生活支援を推進

### 小さな拠点（内閣府）

中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能やコミュニティ機能を維持・確保するため、集落生活圏における生活サービス機能や地域活動の拠点施設を一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

# 【農水省 × 内閣官房】農村型地域運営組織（農村RMO）と「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の連携

- ・ 「農村RMO形成推進事業」により、遊休農地対策や自家用有償運送など**集落機能維持に向けた取組**を実施。
- ・ その後、地域活動の更なる充実に向けて「**第2世代交付金**」を活用。農村RMOの活動と地域交流の拠点整備を通じ、**日常生活に必要な機能・サービスの集約による持続可能な生活圈構築**を図る。

## 農村RMO形成支援事業 (実証面の支援)

- ・ 令和4年度から農村RMOモデル形成支援に着手
- ・ 小学校が令和5年3月に閉校することから、跡地利活用検討チーム会議を立上げ
- ・ 令和7年度から法人格を取得し、(一社)いであい(地域づくり団体)として、発展的に継承

### 伊手農村農業活性化協議会 (農村RMO)



#### 奥州市旧伊手小学校利活用 基本構想



#### — 目指すべき基本理念 —

- ①子ども達を中心とした地域の賑わいの創出
- ②地域産業を学び発信できる拠点
- ③地域交流の促進とチャレンジできる場の整備

## 第2世代交付金 (取組の拡大に向けた支援)

旧伊手小学校を活用し、地区コミュニティ活動の拠点となる地区センターと、地区の生業づくりの場として宿泊や農産物加工等の機能を持った**小さな拠点づくり**

供用開始後は、上記施設の宿泊機能を生かした**農業体験等の体験プログラム構築や農産物の開発等**による生業の創出、地域交流等を実施。



旧伊手小学校 (令和5年3月閉校)



体験プログラム及び交流施設 (イメージ)

#### — 供用開始に向けたスケジュール —

令和7年度  
旧伊手小学校  
改築工事

令和8年度  
供用開始(予定)

第2世代交付金により拠点整備に着手

## 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（内閣官房）

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しするもの。

## 【文部科学省 × 農水省】農村型地域運営組織（農村RMO）と「公民館」の連携

- ・ 公民館には、「学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていくための役割」に加え、「中山間地域における『小さな拠点』の中核となる施設としての役割」「『地域運営組織』の活動基盤となる施設としての役割」も期待されている。
- ・ 農村RMOと公民館の連携により、地域住民や関係団体との交流の活性化、地域課題を解決するための人材育成や住民による地域づくりの推進が期待されている。



－ 公民館が、農村RMOの協議会の構成員となることで、地域住民や関係団体との話し合いの場を提供－

### < 富山県立山町 >

#### 【これまでの活動例】

- 地域住民の参画・話し合いの場  
各種イベント、ワークショップの開催 等
- 地域の拠点施設としての活用  
釜ヶ淵地区納涼祭、七夕行事による世代間交流 等



施設全景



話し合いの様子



多様な世代が参加



釜ヶ淵地区納涼祭

#### 【今後、公民館とともに取り組みたいこと】

- 公民館及び関係する多様な組織等と連携し、公民館を地域の集いの拠点として、農とのふれあい活動や農村マルシェなどを実施することにより、人々の絆をより深め、地域を活気づけていきたい。

### < 京都府京丹後市 >

#### 【これまでの活動例】

- 地域住民の参画・話し合いの場  
宇川地域づくり準備室、大学との連携 等
- 地域の拠点施設としての活用  
宇川加工所、宇川金曜市、餅つきなどの世代間交流 等



施設全景



話し合いの様子



多様な世代が参加



宇川金曜日

#### 【今後、公民館とともに取り組みたいこと】

- 今後とも関係団体と連絡・調整し、農用地保全・地域資源活用・生活支援に取り組む体制の整備に向けて連携していきたい。

— 地区の背景 —



平成19年(2007年)  
トヨタ自動車 テストコース建設着手  
令和5年度(2023年)以降の本格稼働時には、ドライバー含め約3,000人が働く予定

10年以上前から、まちづくりに関する機運は高かった



平成30年3月31日(2018年)  
JA下山支店の閉鎖

施設の有効活用を望む声が多かった



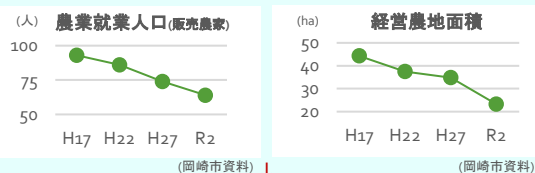
令和3年4月1日(2021年)  
中山間政策課の設置  
中山間地域の活性化施策を更に推進

中山間地域に対する行政側の支援体制が強化された



令和4年3月(2022年)  
「岡崎市中山間地域活性化計画 オクオカイノベーションプラン2030」策定  
公民連携による持続的な施策を戦略的に取り組み、持続可能な魅力ある地域を作り上げることを目的

中山間地域支援に関するアクションプランが定められた



多様な人材による農地利用の必要性

— 課題解決に向けた関係府省等の施策の活用 —

地方創生推進交付金(内閣府)

【取組内容】  
市の中山間地域を対象に、関係人口創出や移住・定住促進、「小さな拠点」形成  
【農村RMOとの連携】  
・活動拠点の提供(施設賃借料)  
・地域に移住相談が来た際の受入れ



「関係人口、移住・定住」に関する課題

地方創生臨時交付金(内閣府)

【取組内容】  
「移動販売を通じた地域コミュニティづくり事業」(市が、本交付金を活用して公募)  
【農村RMOとの連携】  
・運行ルート検討にあたり、共に協議  
・販売等のサポートや、事前周知 等



「買い物支援」に対する課題

地域おこし協力隊、集落支援員(総務省)

【取組内容】  
地域おこし活動や、集落への目配り  
【農村RMOとの連携】  
・農作物販売やイベント活動、情報発信 等  
・空き家調査や移住マッチング 等



「地域人材の不足」に関する課題

令和4年4月1日(2022年)  
岡崎市下山学区地域づくり協議会設立

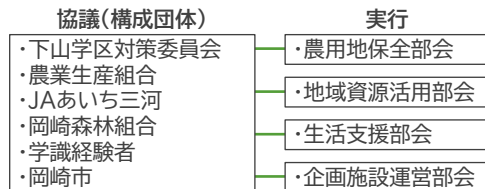
下山学区における生活や暮らしを守るため、住民が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取組み、地域コミュニティ機能の維持・強化を図る事業を行うことを目指す(規約より)



R4農村RMOモデル事業に申請・採択

(体制図)

岡崎市下山学区地域づくり協議会



関連施策は、農村RMO事務局の「岡崎市」が、構成員ほか関係団体と相談しながら選択・活用している。

「農用地保全等」に関する課題

農村RMOモデル形成支援事業(農水省)

【取組内容】  
・体験農園実施や高収益作物導入の取組  
・JA下山支店の活用に向けた検討、実証  
・クアオルト(健康づくり)ウォーキングによる観光客呼び込みや、農作物運搬・買い物支援・高齢者や子供の送迎支援 等



「移動サービス」に関する課題

岡崎市社会福祉協議会事業(岡崎市社協)

【取組内容】  
地域の支え合い活動促進を目的とした「地域支え合い車両」の貸出し  
【農村RMOとの連携】  
・下山学区地区に車両の貸与  
・高齢者や子供の部活動の送迎等で活用



「属性や世代を問わない相談等」に関する課題

重層的支援体制整備事業(厚生労働省)

【取組内容】  
高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりの補助金等を一括交付(岡崎市は、重層的支援体制整備事業の申請市町村)  
【農村RMOとの連携】  
・子供食堂における料理の提供や、メニュー検討



— 地区の背景 —

1. 地域の課題

東米良地域では、「東米良地域づくり協議会(平成21年設立)」による地域づくりが行われていたが、設立から10年以上経過し、人口減少や生活環境の変化などが顕著となってきたことから、組織体制の見直しが求められていた。

また、地区内の2つの集落協定では、高齢化や担い手不足により、第4期対策(平成27~令和元年度)以降の中山間直接支払の継続が難しい状況だった。



地区の風景

2. NPO法人「東米良創生会」の立ち上げ

令和元年、地域の社会福祉法人が中心となり、1年かけて、地域の課題を抽出。地域の事務局を担う機能が無い点に着目し、令和2年、「NPO法人東米良創生会」を立ち上げた。

これにより、地域の事務局機能が強化。集落協定側と協議し、NPO法人が事務局を担う恰好で、中山間直接支払の継続と、新たに1地区を加えた集落協定広域化が実現した。



課題の抽出



草刈り活動への支援

3. 農村RMO「東米良地区1000年協議会」の立ち上げ

NPO法人設立と同時期に、「東米良地域づくり協議会」の組織体制を見直し。人員体制の合理化を図り、住民負担を軽減させるとともに、関係団体と連携を深める方針のもと、農用地保全等の実証に取り組むため、「東米良地区1000年協議会」(令和4年度)を立ち上げた。



農村RMO活動拠点「東米良仁の里」

4. 今後の課題

- ・休耕地の活用及び労働力確保に向けた検討
- ・鳥獣害対策(特にシカ)の強化に向けた検討
- ・ユズやジビエといった特産品の流通、販売体制の検討
- ・高齢者に対する日常サービスの支援(高齢化率60%)

— 課題解決に向けた関係府省等の施策の活用 —

地域包括ケアシステム(厚労省)形成に向けた取組

【取組内容】

地域の関係組織が連携しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の形成を目指す

【農村RMOとの連携】

- ・社会福祉法人(構成員)のノウハウを活かし、福祉と住民活動が一体となる取り組み
- ・地域の診療所とは、オンデマンドカーによる送迎で連携
- ・地元農産物を用いた配食サービスの実施



「高齢者支援」に対する課題

西都市互助による輸送導入事業費補助金(西都市)

宮崎ひなた生活圏づくり地域課題解決支援事業(宮崎県)

【取組内容】

- ・車両購入及び維持に係る補助

【農村RMOとの連携】

- ・オンデマンドカーとして送迎時に活用



「交通手段」に関する課題

令和4年4月24日(2022年) 東米良地区1000年協議会設立

東米良地区の住民をはじめとして、関係する企業、団体、行政が一体となって東米良地区を1000年続く村とするために、本協議会を設立。農村型地域運営組織形成推進事業等を通じて、東米良地区の集落の再生、活性化および存続を図ることを目指す(規約より)



R4農村RMOモデル事業に申請・採択

(体制図)

東米良地区1000年協議会

協議(構成団体)

- ・東米良地域づくり協議会
- ・NPO法人東米良創生会
- ・社会福祉法人善仁会本部
- ・西都市猟友会
- ・銀上集落協定
- ・西都市 ほか

実行

- ・利便性向上部会
- ・労働力部会
- ・特産品技術継承部会
- ・鳥獣被害対策部会

関連施策は、農村RMO事務局の「NPO法人東米良創生会」が、主に西都市と相談しながら選択・活用している。

「農用地保全」「地域資源活用」に関する課題

農村RMOモデル形成支援事業(農水省)

【取組内容】(農用地保全)

- ・ベテラン農林業者の技術継承に向けた取組
- ・農作業、農作物管理等に必要な労働力について、関係機関内で融通し合える体制の検討



【取組内容】(地域資源活用)

- ・地場産品や生活用品を揃える無人販売所設置(タブレット端末、カメラ、マイク等)に向けた実証
- ・ジビエ活用としてのペットフード試作



「鳥獣被害」に関する課題

鳥獣被害防止総合対策交付金(農水省)

【取組内容】

- ・輸送用のコンテナ等を活用し、捕獲鳥獣の解体などが可能な機器を実装。
- ・実装後のコンテナ式処理加工施設を活用し、広域搬入体制の構築や既存加工施設との連携を検討。



※ CGイメージ

— 地区の背景 —



平成18年(2006年)  
北股小学校の廃校  
翌年、地区の地域運営組織「北股地区振興会」が設立。地区センター(公民館的位置づけ)としての活用がスタート

地域運営組織が、地域活動の一翼を担ってきた



平成20年(2008年)～  
第一次地区コミュニティ計画の策定

地域の目指す将来像や、まちづくりの重点施策、目標などを制定(現、第四次計画(R3～R7))

将来の活動方針が議論・整理されてきた



平成26年(2014年)～  
大学と連携し、住民アンケート調査を実施

地域における生活上の「手伝ってほしいこと」と、それに対する「手伝えること」について、住民の声を踏まえ分析・協働で研究

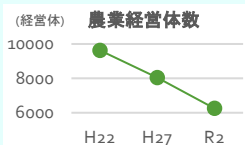
学生ボランティア活動のきっかけに繋がった



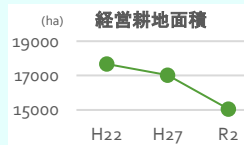
平成30年(2018年)  
ボランティアのマッチングに向けた取組

地区センターが、アンケート等で把握した困りごとに対し、外部及び内部ボランティアのマッチングを実施。計185名が活動

公民館活動を通じた大学との連携が、地域の労働力を補う結果となった



(農林業センサス)



(農林業センサス)

多様な人材による農地利用の必要性

— 課題解決に向けた関係府省等の施策の活用 —

地区センター(公民館)との連携 ※ 令和4年度 優良公民館表彰受賞(文部科学省)

【取組内容】

- ・地域づくりに関する事業、健康講座、防災訓練、スマホ教室、広報の発行等
- ・事務局の「北股地区振興会」が、奥州市より地区センター(公民館)指定管理業務(H29～)を受託

【農村RMOとの連携につながる部分】

- ・大学生を中心に、地区内外の多様な人材のネットワーク構築(北股フレンズ)
- ・地域づくり拠点としてのノウハウを活用した、ボランティアセンターとしての高齢者支援



「地域づくり」に関する課題

奥州市地区センター

地域住民の主体的な特色ある地域づくり活動及び自主的な学習活動を支援するために設置。

市内には30のセンターがあり、全て、指定管理者により管理されている。

奥州市では、平成24年の条例改正により、公民館(管轄:教育委員会)を、地区センター(管轄:協働まちづくり部地域づくり推進課)へ変更。

令和5年6月12日(2023年)  
星の広場設立

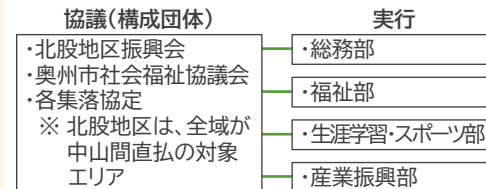
奥州市衣川北股地区における農用地等の保全、地域資源の活用、農山村の生活支援に係る調査分析等を元に、地域資源を活用した事業の創出や発展並びにその解決に必要な人材の確保や育成を行う等、中山間地域の特色を活かした多様な取組による地域の活性化や農業振興を目指す(規約より)



R5農村RMOモデル事業に申請・採択

(体制図)

星の広場



「農用地保全等」に関する課題

農村RMOモデル形成支援事業(農水省)

【今後の取組方針】

- ・鳥獣害対策の取組
- ・草刈り作業の負担軽減に向けた取組
- ・特産品の試験栽培と製品開発
- ・地域資源の有効活用
- ・高齢者支援体制(地区全体)の構築 等



「地域人材の不足」に関する課題

地域おこし協力隊(総務省)  
大学生を中心としたボランティア活動

【取組内容】

- ・地域おこし活動、ボランティア活動

【農村RMOとの連携の可能性】

- ・農業やイベント活動、情報発信等
- ・ボランティアによる関心・活動人口増加



「ボランティア受け入れ」に関する課題

地元民間企業や大学との連携

【取組内容】

- ・学生への社用車の無償貸与

【農村RMOとの連携の可能性】

- ・ボランティアが来る際、交通面での調整



— 地区の背景 —

1. 地域の課題

平成26年(2014年)、地域の津田小学校廃校が決定。その後も津田郵便局や路線バスが廃止になるなど、地域の高齢化と相まって、地域活動は停滞気味だった。

2. 「地域おこし隊吉縁起村」の立ち上げ

「地域を何とかしよう」と考える有志15名(元教員、民生委員、畳屋、大工等)が集会所に集まり、どのように地域おこしをしていくべきか検討。検討内容を実現するため、令和元年(2019年)、「地域おこし隊吉縁起村」を立ち上げた。



地区の風景

3. 手探りによる活動

地域おこし隊吉縁起村の活動は、看板づくりからのスタートだったが、活動資金が無かったことから、活動のために、有志でお金を拠出し合っていた。また、活動状況の分かるコミュニティ新聞を自分達で作成し、手分けして全戸配布するなど、手探りでの取組が多かった。

4. 関係機関との連携

活動を継続していくにつれ、協議会の存在が徐々に地域へ浸透。取組内容や「やりたいこと」が認知されるようになり、行政や地元関係者、農業者とも連携が生まれた。



有志で作成した看板



活動拠点「立寄処(たちよところ)」

5. 関連施策の活用

活動の幅が広がる過程で、行政から、国や市による関連施策の提案を受けるようになり、「農村RMOモデル事業」や「地域管理構想モデル事業」の活用につながった。

6. 今後の課題

- ( 国交省事業と連携した粗放管理等に関する検討
- ・鳥獣害対策(特にサル)の強化に向けた検討
- ・持続可能な無人ストアの仕組みを検討
- ・デマンド交通による貨客混載(農作物等)の検討



特産品開発(耕作放棄地の活用や管理)



鳥獣害対策検討会

— 課題解決に向けた関係府省等の施策の活用 —

市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策事業(国土交通省)

【取組内容】

地域管理構想の策定に向けて、地籍図データ、農地台帳、中山間台帳、森林簿などをもとにGISマップを作成。ワークショップを開催し、住民の意見をGISデータに反映。有限な人材の中で生産性を向上させるため土地の管理優先順位を決定し、粗放管理など柔軟な対応を検討する。



【農村RMOとの連携】

- ・GISデータを活用した土地の管理順位を決定、粗放管理を含めた最適な土地利用を検討
- ・ワークショップによる住民意見の把握とフィードバック

「最適な土地利用」に対する課題

地域おこし協力隊、集落支援員(総務省)

【取組内容】

地域おこし活動や、集落への目配り

【農村RMOとの連携】

- ・農作物販売やイベント活動、情報発信
- ・防災に関する検討等



「地域人材の不足」に関する課題

令和4年12月3日(2022年)  
吉縁起村協議会設立

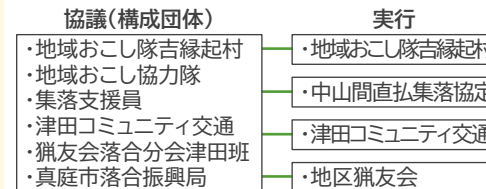
農村型地域運営組織(以後、「農村RMO」という)の形成を図るため、地域農業者と多様な地域の関係者が協力しながら、農用地等の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンに基づき各事業を実施し、もって農村RMOの発展に資することを目指す(規約より)



R4農村RMOモデル事業に申請・採択

(体制図)

吉縁起村協議会



関連施策は、農村RMO事務局の「地域おこし吉縁起村」が、主体となって真庭市と相談しながら選択・活用している。

「農用地保全」「地域資源活用」「買物支援」「交通支援」に関する課題

農村RMOモデル形成支援事業(農水省)

【取組内容】(農用地保全、地域資源活用)

- ・ラジコン草刈機の活用に向けた実証
- ・猟友会と連携した、鳥獣害対策
- ・地元農作物を用いた弁当等の販売
- ・最適な土地利用の検討



【取組内容】(買物支援)

- ・アンケートによる要望把握とフィードバック
- ・キャッシュレス無人ストアの実証



【取組内容】(交通支援)

- ・貨客混載(農作物)による農作物等の集荷体制の検討

